

保育所等給食費支援事業（燃油価格・物価高騰対策支援事業）

1 目的

物価高騰対策として、保育所等の給食に係る材料費高騰分を各園に対し、実費で助成することにより、これまで通りの栄養バランスや量を保った給食の実施や保護者負担の軽減を図る。

2 事業概要

(1) **補助対象施設**（令和4年度以降に給食費の引上げを行った保育所等は、補助対象外）

- ①認可保育所（12園）
- ②認定こども園（6園）
- ③小規模保育施設（4園）

※上記以外の幼稚園型認定こども園、幼稚園、企業主導型保育所、届出保育施設等は、県が直接補助

(2) **対象経費**

物価高騰により増加している給食に係る材料費

(3) **補助額**

令和3年度の給食材料費と令和5年度の給食材料費の差額

※上限額（県の基準に準じる）

- ①主食及び副食を提供している場合（13園）：月額で基本単価1,050円／人
- ②副食のみを提供している場合（11園）：月額で基本単価630円／人

(4) **補助率**

10／10

(5) **補助対象期間**

令和5年4月1日～令和6年3月31日

(6) **予算額及び財源**

- ・18,818千円
- ・国庫支出金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金) 1/2
- ・県支出金(保育所等給食費支援事業) 1/2